

北海道告示第10900号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和4年6月27日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その20)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道土地改良事業団体連合会</p>	<p>北海道土地改良事業団体連合会が土地改良施設維持管理適正化事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げる事業に要する全国土地改良事業団体連合会に拠出する拠出金</p> <p>(1)整備補修事業 (2)施設改善対策事業 (3)安全管理施設整備対策事業 (4)防災減災機能等強化事業</p>	<p>(1)、(2)及び(3)の事業 2分の1以内 (4)の事業 5分の2以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する 提出先 農政部 農村振興局農業施設管理課</p>		